



市民講座

表現の自由とジェンダー

——マンガ・ゲームなどの「架空表現」に規制は必要か——

講師：志田陽子 先生

ジェンダー・フォーラムでは、昨年度から、サブカルチャーとジェンダーあるいはセクシャリティとの関係について考えてきた。本稿では、その一環で開催された2017年6月24日の講演「表現の自由とジェンダー」について報告する。講師は、憲法学、特に「表現の自由」を専門とされる志田陽子先生（武蔵野美術大学教授）である。

2016年2月にスイス・ジュネーブの国連女子差別撤廃委員会（以下、委員会）で、日本に関する見解案（以下、見解案）がまとめられ、同年3月7日に公表された。この見解案には、性的暴力を描写したゲームやマンガの発売禁止を求めるものや天皇の皇位継承に関する内容も含まれていた。このような国際社会からの指摘を日本政府あるいは日本社会はどのように受けとめ、そして、どのような改善策を講じるべきか、との問いから志田先生の講演は始まった。



▲講演の様子

周知のように日本のジェンダ―格差指数(GGI)は世界 144 力国中 111 位と低く、なかでも経済・政治分野で顕著である。その是正のためには制度改革が必要であるが、日本社会の文化的精神的環境が改革への逆風となっているという。また、日本における既存の法制度もこのような人々の意識をシンボリックな形で下支えしているとのことである。例えば、見解案は女性差別撤廃の観点から、天皇の皇位継承を「男系男子」に限定している現行の皇室典範を問題視している。これに対し日本政府は、「皇位継承のあり方は、女子に対する差別を目的にしている」との見解を示したそうだが、ここで注目しなければならないのは、意図や目的ではなく、このような法制度が社会や女性の意識に一定の影響を与えているのではないかとの懸念である。国民の象徴たる天皇の地位を継承できるのは「男系男子のみ」というルールが、日本社会にシンボリックな影響を与えていることが危惧されているのである。

シンボルの役割は、法制度だけでなく、マンガやアニメやゲームも担うことができる。見解案では、「ジェンダ―に関する差別的なステレオタイプを悪化させ、女性及び女子に対する性的暴力を強めるポルノグラフィ的成果物、ゲーム及びアニメの生産と頒布を規制するため、既存の法的手段とモニター・プログラムを効果的に実現する」必要性が述べられている。ここでは、表現と法制度の両方がシンボリックな効果を持つことが示唆されている。キャサリン・マッキノンらは、「ポルノグラフィ表現は男性優位社会を固定させるメッセージ性を持つ」と提唱したが、委員会が問題にしているのは、まさに、表現物が持つ社会的影響力である。「ジェンダ―に関する差別的なステレオタイプを悪化させ、女性及び女子に対する性的暴力を強める」おそれのある表現が日常の中に放置されていると、そこに描かれている行為への許容度(このくらいは許される、という感覚)が上がってしまう可能性があり、委員会はそれを防ぎたいのだと志田先生は分析された。

2010 年に東京都青少年健全育成条例で、架空表現の規制が明文化されることに対して日本国内では批判の声が多かったが、今回の見解案は、規制の対象として実写か架空表現かを特に問題としていないそうだ。実写のポルノグラフィによって被写体への権利侵害があった場合には、民事の差止めや刑事規制がありうる。それに対し、被害者の存在しない架空表現を法で規制することに果たして正当性はあるのか。志田先生はこう問いかける。

架空表現を含むポルノグラフィと、性差別や弱者虐待の許容度との関係は、いまだ科学的に実証されていないという。しかし、ある種の作品がインターネットを通じて海外でも消費され、結果的に、一般人の許容度をあげてしまうかもしれない。そして、性差別や虐待を受けた、あるいは受けるかもしれない人々にとって、それは深刻な問題である。したがって、架空表現を含むポルノグラフィを法

で規制すれば、「国家はそうした事柄を許さない」というメッセージになるだろう。

しかし、志田先生は、「社会の気づき」を促す方法が他にるのであれば、法による規制は極力避けるべきであるとの立場を示された。ポルノグラフィの社会的影響力について十分な確証はないが、仮にこうした表現が一定の影響力を持つとしても、それを規制する法制度は、同様の社会的影響力を持ち抑止力として機能しうるがゆえに、大きな副作用も生み出すからである。表現物のシンボリックな影響力を考えると、委員会の懸念と提言には一理あるが、架空表現への内容規制は日本国憲法に照らして望ましいだろうか。この問いに対して、志田先生は「現時点で内容規制には否定的」と答える。そして、その理由を3つ挙げられた。

第一に、法規制という手段では、本来規制の対象とすべきでない表現までもが規制対象になることが避けられないという「過剰包摂」の問題がある。規制を明文化すると、それを運用する者の好みや思い込みを反映した恣意的な規制になるおそれがあり、その結果、価値のある芸術表現や学術表現までもが規制の対象になり、国民の表現の自由や知る権利が損なわれる可能性がある。第二に、「萎縮効果」の問題がある。つまり、クリエイターやメディア、上映・展示の会場が「この表現も問題視されるかもしれない」との危惧から、表現の幅を自ら狭めてしまうかもしれない。とりわけ、日本のマンガやアニメの世界においては、自らの関心と意思によって性表現のジャンルを開拓してきた多くの女性作家の活躍の場を狭めてしまう可能性がある。第三に、表現に対する法規制により、現実の問題の克服を遅らせてしまう「努力の拡散」が生じる問題がある。日本には、実在する女性や児童の人権救済、人権実現に向けた課題が山積しており、優先順位としては、まずはこれらに取り組むべきである。特に児童虐待問題の克服は福祉的観点からも緊急を要する。表現規制は可視化されたものに対する規制であって目立つがゆえに、喫緊の優先課題がこの影に隠れてしまう可能性があるとのことである。

志田先生は、この問題を「法規制のルート」と「対話のルート」に分けて考えることを提唱される。まずは「対話のルート」を通じて、規制を求める人々とクリエイターとの間で「対話」と「調整」を行う必要がある。そして、仮に「法規制のルート」を選択する場合でも、手順が重要である。①「現実的な緊要課題への直接の取り組み」を政府が行っているか。②規制する前に、防ぐための政策的取り組みが行われているか。③目的を達成するために福祉的な支援策などが存在するか。それをやった実績があるか、やったが上手くいかなかったために法規制もやむなしという事情があるか。このような手順を経て、他の取り組みでは成果があがらず、法規制によって社会の文化的精神的環境に直接働きかけねばな

らない状況が認められる場合にはじめて、法による表現規制が憲法上許される
とのことである。

委員会の目的は、女子差別撤廃条約の実現のために世界各国の女性差別の実
態を把握し、各国に必要な取り組みを具体的に示すことである。日本も条約加盟
国として、その実現に向けた責任を負う。委員会の見解案や提言には必ずしも強
制力はないそうだが、日本は他者の視点を真摯に受けとめる必要があるだろう。
また、日本国憲法は、女子差別撤廃条約、世界人権宣言、国際人権規約の内容や
方向性に合致する規定を多く持つ。13条(個人の尊重と幸福追求権)、14条(法
の下での平等)、前文の「平和のうちに生存する権利」など、国際スタンダードと
いいうる内容だそう。つまり、国際社会がさまざまな項目について「気づき」
を促している事柄は、そのほとんどが私たちの憲法の中にすでに書き込まれて
いる課題であり、これらの課題に真摯に取り組むことは、私たちの憲法を実践す
ることでありと志田先生は述べて講演を締めくくられた。

筆者は、マンガやアニメに囲まれた環境で育ち、日常的にサブカルチャーに親
しんできた。生活の一部であるといっても過言ではない。ただ、あまりに身近過
ぎて、客観的にとらえることができない。いつも観ているアニメを外国人
が見たらどう思うかということにまで考えが及んでいなかった。例えば、日本で
は誰もが知っている人気アニメを、「児童兵士の戦闘アニメ」ととらえる人々が
世界にいるかもしれない、という可能性について考えたことはなかったし、作品
の中に描かれた性差別やジェンダー格差についてもなかなか気がつかない。し
かし、他人から言われてみると、実はこれらの作品には日本社会の実像がはっき
りと映し出されていることがわかる。外国との比較や、外国からの指摘は、大き
な気づきをもたらしてくれる。志田先生のお話の内容は、日本のクリエイターや
政府だけの問題ではなく、私たちサブカルチャーの消費者も考えなければなら
ないことである。日本のサブカルチャーは作品のレベルが高く、外国での評価も
概ね高いと聞く。このような日本の「宝」を生活に取り込み楽しむ私たちにもま
たりテラシーが必要であり、消費者としての責任が問われているのだ。

(阿野理香・ジェンダーフォーラムスタッフ)